

## アンケート調査票（原票）

### 1. 個人会員を対象としたアンケート調査票

平成 28 年 3 月実施

## 「監査の品質管理」に関するアンケート調査

本調査の設問全てに対するご回答（無記名）を平成 28 年 4 月 8 日（金）までにウェブサイト上でご入力ください。

アンケート調査は、会員・準会員諸氏の独立的判断によるご回答をお願いしています。調査事項の設計に際しては、回答者が特定されることのないように最大限の注意を払っています。また、アンケート調査から得られる全ての情報は協会が管理することになっています。アンケート調査は、本研究の目的以外には利用いたしませんので、ご安心ください。会員・準会員諸氏には、研究会の目的及びアンケート調査の趣旨をご理解いただきますとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

回答者について（該当箇所に✓印をご入力ください）

質問項目	選択肢			
1.性別	男	女		
2.年齢	25歳以下	26-30	31-35	36-40
	41-45	46-50	51-55	56-60
	61-65	66歳以上		
3.監査実務経験 有無	有	有の場合は4.へ		
	無	無の場合は設問A1に飛ぶ		
(以下3. 有の場合)				
4. 監査実務経験年数	5年以下	6-10	11-15	
	16-20	21年以上		
5. 直近5年間の公認会計士法上の大会社等の監査業務の実施経験	有	無		
6. 所属監査事務所の組織形態	公認会計士事務所(個人)	公認会計士共同事務所	監査法人	
7. 所属監査事務所の社員・所属CPA・会計士補・公認会計士試験全科目合格者の総数	1,000人以上	100人以上999人以下	99人以下	
8. 回答者が自己の監査業務について品質管理レビュー(通常レビュー)をこれまでに受けた回数	0回	1回	2回	3回以上
9. 回答者が自己の監査業務について直近に受けた品質管理レビュー(通常レビュー)の年度	2015年	2014年	2013年	2012年
	2011年以前	受けたことがない		
10. 回答者が自己の監査業務について直近に受けた品質管理レビューでの改善勧告事項の有無	有	無		
11. 品質管理業務に従事した経験	現在従事している	過去に従事したことがある	従事したことがない	
12. 公認会計士・監査審査会の検査を受けた経験の有無	受けたことがある	受けたことがない		
13. 監査事務所における回答者の職位(複数に当てはまる場合には、最も上位に位置するものを選んでください。)	業務執行責任者(パートナー)			※13の回答によって設問が分岐する。
	監査総括責任者(マネジャー・これに準ずる職位)			
	上級会計士(シニア・これに準ずる職位)			
	上記以外			

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

A1 協会が行う自主規制には下表の取組み（ウェブサイト参照リンク）がありますが、公認会計士法上の大会社等の監査の品質を確保するために、いずれの取組みが重要であるとお考えですか。重要とお考えの取組み全てに✓印を入力してください（複数選択可）。また、選択されたうち最も重要とお考えの取組み一つに✓印を入力してください。

自主規制の取組み		重要	最も重要
1-1	職業規範（倫理規範及び実務指針等）の整備		
1-2	継続的専門研修（CPE）制度		
1-3	品質管理レビュー制度		
1-4	監査業務審査制度・規律調査制度		
1-5	綱紀審査制度		

※	上記回答の補足説明や他に重要とお考えになる取組み等があれば、下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

A2 監査の品質を確保するために協会が行う自主規制の取組みの在り方について検討する上で重要とお考えの要因全てに✓印を入力してください（複数選択可）。

	要因	重要
2-1	不十分な監査に対する社会からの責任追及	
2-2	被監査会社のガバナンス	
2-3	会計基準の質	
2-4	監査基準の質	
2-5	協会の姿勢	
2-6	会員の姿勢	
2-7	監査報酬	
2-8	監査時間（監査スケジュール）	
2-9	監査事務所の規模	

※	上記回答の補足説明や他に重要とお考えになる要因があれば、下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

A3 監査業務の質的水準の維持・向上の観点から、監査業務審査会が果たしている機能をどのように評価していますか。次の選択肢のうち最も当てはまるもの一つに✓印を入力してください。

監査業務審査会に対する評価		回答欄
3-1	基本的に現在のままでよい。	
3-2	様々な問題を抱えており、見直しが必要である。	
3-3	分からない。	

※	3-2を選択された方にお伺いします。監査業務審査会は、どのような領域や仕組みについての見直しが必要とお考えですか。

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

B 1 監査品質の改善という観点からみた場合の協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査の関係について、回答者のお考えに最も近いもの一つに✓印を入力してください。

注) 現在の公認会計士法においては、協会は、会員の法第2条第1項の業務の運営の状況の調査（品質管理レビュー）を行い、その結果を公認会計士・監査審査会に報告し（法第46条の9の2）、公認会計士・監査審査会は必要かつ適当であると認めるときは報告徴収及び立入検査を行うとされています（法第46条の12・第49条の3）。

	協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査の関係	回答欄
4-1	協会の品質管理レビューがあれば、公認会計士・監査審査会による検査は必要ない。	
4-2	公認会計士・監査審査会による検査があれば、協会の品質管理レビューは必要ない。	
4-3	協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査はともに必要であり、現状のままでよい。	
4-4	協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査はともに必要であるが、改善が必要である。	
4-5	公認会計士・監査審査会による検査を受けている監査事務所には、特別レビューを除き、通常の品質管理レビューは必要ない。	

※	4-4 を選択された方は、具体的な改善の内容を下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

B2 協会が実施している品質管理レビューは、回答者が所属する監査事務所全体の監査の品質の改善にどの程度反映されていると思いますか。次の選択肢のうち一つを選択し、印を入力してください。

	監査の品質の改善にとっての品質管理レビューの有効性	回答欄
5-1	非常に反映されている。	
5-2	反映されている。	
5-3	あまり反映されていない。	
5-4	まったく反映されていない。	
5-5	分からない。	

※	監査の品質の改善の具体的内容を下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

B3 前問で 5-3 又は 5-4 を選択された方に伺います。その原因は次のいずれにありますか。次の選択肢のうち一つを選択し、✓印を入力してください。

	監査の品質の改善にとって品質管理レビューが有効でない原因	回答欄
6-1	監査事務所に原因がある。	
6-2	品質管理レビューに原因がある。	
6-3	監査事務所と品質管理レビューの両方に原因がある。	

※	監査事務所の原因について具体的内容を下の欄にご入力ください。 (品質管理レビューの原因については次問で伺います。)

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

B4 前問で 6-2 又は 6-3 を選択された方に伺います。品質管理レビューを改善するには次のどれが必要ですか。該当する項目全てに✓印を入力してください（複数選択可）。また、そのうち最も重要な項目一つに✓印を入力してください。

品質管理レビューの改善項目		重要	最重要
7-1	レビューの目的・性質（現状は、指導及び監督の性格をもったレビュー）について見直し、摘発・懲戒を旨とすべきである。		
7-2	通常レビュー対象（レビューの対象事務所又は対象監査業務）を拡大すべきである。		
7-3	レビュー頻度（現行は、定期的なレビューを原則として3年サイクルで実施）を増加すべきである。		
7-4	レビュー手続・方法（現行の手続・方法）を充実すべきである。		
7-5	レビュー結果の公表は、上場会社監査事務所部会に登録の事務所で問題のあるケースのみ一定期間開示する現行の方法を見直すべきである。		
7-6	レビュー結果による措置の内容を見直すべきである。		
7-7	レビューした個別業務の監査が著しく不適切な場合には、レビュー範囲を拡大（通常レビュー対象ではない監査業務も含めて、その範囲を拡大してレビューを実施）すべきである。		
7-8	分からない。		

※	上記回答の補足説明や品質管理レビューが監査の品質の改善につながらない他の原因があれば、下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

B5 品質管理レビューの通常レビューの対象監査事務所の範囲について、どのようにお考えですか。回答者のお考えに最も近いもの一つに✓印を入力してください。

(注) 現在の通常レビューの対象監査事務所は、公認会計士法上の大会社等及び預金等 1,000 億円以上の信用金庫等の監査を行う監査事務所とされています。

	通常レビューの対象監査事務所の範囲	回答欄
8-1	従来どおりでよい。	
8-2	縮小すべきである。	
8-3	拡大すべきである。	
8-4	その他の考え方を模索すべきである。	

※ 8-4 を選択された方は、具体的内容を下の欄にご入力ください。

--

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C 1 監査の品質に影響を与える要因の一つとして、監査時間の絶対的な量があると思われます。一般的に、監査時間は十分に確保されているとお考えですか。次の選択肢のうちから一つを選択し、✓印を入力してください。

	監査時間の十分性	回答欄
9-1	十分な監査時間が確保されている（余裕をもって監査を終えることができた）。	
9-2	必要最低限の監査時間は確保されている。	
9-3	監査時間は不十分である。	

※	9-3 を選択された方は、不十分とする根拠を下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C2 回答者の監査事務所において適用されている監査手続に関して、特に事業上のリスク（継続企業の前提に関するリスクは含まない）の理解について何か課題を認識していますか。次の選択肢のうちいずれかに✓印を入力してください。

事業上のリスクの理解に係る課題		回答欄
10-1	有	
10-2	無	

※ 10-1 を選択された方は、課題の内容を記入してください。

--

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C3 回答者の監査事務所において適用されている監査手続に関して、特に事業上のリスクの評価と監査時間・資源の配分についての考え方は、次のどれに近いですか。最も近い考え方一つに✓印を入力してください。

	事業上のリスクの評価と監査時間・資源の配分についての考え方	回答欄
11-1	事業上のリスクの評価に基づき、財務諸表の虚偽表示リスクが高いと判断された項目については、期中・期末監査を通じて集中的に監査時間・資源を投入する。他方、虚偽表示リスクが低いと判断された項目については、監査時間・資源を投入しないこともある。	
11-2	事業上のリスクの評価に基づき、財務諸表の虚偽表示リスクが高いと判断された項目については、多くの監査時間・資源を投入するが、同時に虚偽表示リスクが低いと判断された項目についての監査にも最低限の監査時間・資源を投入し、全体として目を配っている。	
11-3	事業上のリスクの評価よりも、財務諸表項目の重要性を判断し、全体として、重要性の大きな項目の実証手続に監査時間・資源を多く配分している。	

※	上記回答の補足説明がありましたら、下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C 4 回答者の監査事務所において適用されている監査手続に関して、特に期中と期末の実証手続に対する監査時間・資源の配分についてのお考えは、次のどれに近いですか。最も近いお考え一つに✓印を入力してください。

	期中と期末の実証手続に対する監査時間・資源の配分についての考え方	回答欄
12-1	期中においては、財務諸表項目の実証手続にも監査時間・資源を割り当てるとともに、期末においては、虚偽表示リスクが大きく、金額的重要性の大きい項目の実証手続に重点的に監査時間・資源を投入する。	
12-2	期中においては、虚偽表示リスクが大きく、金額的重要性の大きい項目の実証手続に重点的に監査時間・資源を投入するが、期末においては、財務諸表項目全体の実証手続に監査時間・資源を配分し、見落としのないようにする。	
12-3	期中においても、期末においても、虚偽表示リスクが大きく、金額的重要性の大きい項目の実証手続に重点的に監査時間・資源を投入する。	

※ 上記回答の補足説明がありましたら、下の欄にご入力ください。

--

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C5 重要な虚偽表示リスクの高い監査項目に関する監査手続の実態はどの状況に近いですか。次の項目のそれぞれについて、該当するものに✓印を入力してください。

※ご回答に当たっては特定の監査項目を念頭にご回答ください。また、選択された監査項目は下の欄に必ずご入力ください。

重要な虚偽表示リスクの高い監査項目に関する監査手続の実態		回答欄			
13-1	監査手続の傾向	aに該当	どちらかといえばaに近い	どちらかといえばbに近い	bに該当
	a.標準的な監査手続書等を用いて網羅的に実施する。				
	b.リスク評価に応じた監査手続書等を用いて実施する。				
13-2	リスク評価の方法	aに該当	どちらかといえばaに近い	どちらかといえばbに近い	bに該当
	a.様々な分析的手続によるリスク評価を重視する。				
	b.期中の取引について企業の担当者への質問とその他の手続を実施するリスク評価を重視する。				
13-3	監査アプローチの選択	aに該当	どちらかといえばaに近い	どちらかといえばbに近い	bに該当
	a.内部統制にできるだけ依拠するアプローチ				
	b.実証手続を重視するアプローチ				
13-4	実証手続の方法	aに該当	どちらかといえばaに近い	どちらかといえばbに近い	bに該当
	a.分析的実証手続をできるだけ多用する。				
	b.詳細テストを重視する。				
13-5	詳細テストのサンプルサイズの適切さ	不足している	適切	多すぎる	分からない

※ 上記回答に当たって念頭に置かれた監査項目を、下の欄に <b>必ず</b> ご入力ください。
上記回答の補足説明がありましたらご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C6 回答者の監査事務所における監査の品質管理に関する方針及び手続の見直し・改善は、何を契機に行われていますか。次の選択肢のうち当てはまるもの全てに✓印を入力してください（複数選択可）。

	契 機	回答欄
14-1	監査基準・監査基準委員会報告書等が改訂された場合	
14-2	監査事務所外部の品質管理レビュー又は検査によって問題が指摘された場合	
14-3	監査事務所内部での問題提起や監視（定期的な検証等）によって問題が指摘された場合	
14-4	他の監査事務所に対する業務改善命令がなされた場合	
14-5	会長が監査の品質に関する声明を発した場合	

※	上記回答の補足説明やその他の見直し・改善契機がありましたら、下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C7 監査手続の結果、明らかな齟齬や矛盾ではないが、疑わしいあるいは不自然な説明等を会社側から受け、その内容に完全には納得できない状況に直面した場合、監査調書についてどのように対応していますか。次の選択肢のうち最も近いもの一つを選択し、✓印を入力してください。

	監査調書の記録	回答欄
15-1	その状況を監査調書に記載するだけに止める。	
15-2	齟齬や矛盾あるいは不一致という形で明らかな場合は監査調書に記載するが、そうでない場合には監査調書には記載せず、問題は検出されなかったとの結論で監査調書をまとめる。	
15-3	自分で判断し、上位者に報告した方が良いと思う事項については、監査調書に記載する。	
15-4	上位者に報告し、指示に応じた手続を実施したうえで、監査調書に記載する。	

※ 上記回答の補足説明やその他の対応がありましたら、下の欄にご入力ください。

--

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C8 監査調書の査閲についてお伺いします。次の選択肢のうち当てはまるもの全てを選択し、✓印を入力してください（複数選択可）。

	監査調書の査閲	回答欄
16-1	監査調書の査閲は適時に行われている。	
16-2	監査調書の査閲には十分な時間がかけられている。	
16-3	監査調書の査閲の結果、適宜監査手続の追加が指示されている。	
16-4	上記のいずれも当てはまらない。	

※	16-4 を選択された方は、下の欄にその状況・理由をご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C9 監査事務所の組織文化についてお伺いします。次の項目のそれぞれについて、該当するものに✓印を入力してください。

監査事務所の組織文化		回答欄			
17-1	監査チームと被監査会社（経理スタッフ）との間の風通しの重要性を強調する文化がある。	全く そう 思 う。	どちらか と言えば そう思 う。	どちらか と言えば そう思わ ない。	全くそう 思わな い。
17-2	監査の効率性を重視する文化がある。	全く そう 思 う。	どちらか と言えば そう思 う。	どちらか と言えば そう思わ ない。	全くそう 思わな い。
17-3	不十分な監査・不誠実な監査は許されないことを強調する文化がある。	全く そう 思 う。	どちらか と言えば そう思 う。	どちらか と言えば そう思わ ない。	全くそう 思わな い。
17-4	トップが監査の品質の重要性を強調するメッセージを出すなど、監査の品質を特に重視する文化がある。	全く そう 思 う。	どちらか と言えば そう思 う。	どちらか と言えば そう思わ ない。	全くそう 思わな い。

※	上記回答の補足説明がありましたら、下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C10 監査実務では監査手続書の利用が一般化していますが、回答者は、監査手続書についてどのように感じていますか。次の選択肢のうち一つを選択し、✓印を入力してください。

	監査手続書を利用した監査手続の実施について	回答欄
18-1	監査手続書には全く問題なく、それに基づいた監査手続は有効であると考えている。	
18-2	監査手続書の指示内容の適否を考慮することなく、その指示を消化するようにしている。	
18-3	毎年度、監査手続書は見直しておらず、基本的には、ほとんど同一の監査手続書が踏襲されており、問題であると感じている。	
18-4	毎年度、監査手続書を見直しており、監査手続書によって指示されているので、必要とは思われない監査手続や過度の証憑突合であっても実施している。	
18-5	上記以外のその他の問題がある。	

※	18-5 を選択された方は、その他の問題の具体的内容をご入力ください。
---	-------------------------------------

【回答に当たってのお願い】

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C11 監査事務所内の人事評価についてお伺いします。人事評価の基準で重視されていると回答者がお考えの基準全てに✓印を入力してください（複数選択可）。また、そのうち最も重視されているとお考えの基準一つに✓印を入力してください。

監査事務所内の人事評価の基準		重視	最も重視
19-1	質の高い監査業務の提供		
19-2	新規契約の受嘱（非監査業務契約を含む）		
19-3	既存の監査契約の維持		
19-4	虚偽表示の発見又は虚偽表示の疑いの提起		
19-5	下位者に対するOJTでの指導		
19-6	予定監査時間内での監査実施		
19-7	チャージ時間数		
19-8	監査事務所の管理業務への従事状況		
19-9	専門能力の向上		
19-10	人事評価の基準として何が重視されているか分からない		

※	上記回答の補足説明や他に重視されている人事評価の基準がありましたら、下の欄にご入力ください。

【回答に当たってのお願い】

「以下の設問のうち、特定の状況を想定する必要があるものについては、現在の職位において実施した直近の監査又は直近の品質管理レビュー（通常レビュー）を前提にお答えください。」

「この設問には自由記入欄を設けています。お時間の許す限りで結構ですので、ご協力をお願いいたします。」

C12 監査チーム内の指揮・命令・風通しについてお伺いします。次の選択肢のうち当てはまる状態全てに✓印を入力してください（複数選択可）。

	監査チーム内の指揮・命令・風通しの状態	回答欄
20-1	監査チーム内には上位者にもものを言える状況はない。	
20-2	監査チーム内での連絡は形式的なものに止まる。	
20-3	監査チーム内での十分な討議はされない。	
20-4	監査チームでは監査で発見した問題点を公式・非公式を問わず気軽に話し合う雰囲気がある。	
20-5	監査責任者の統率力又は指導力に疑義を持った場合、相談できる経路が用意されている。	

※ 上記回答の補足説明がありましたら、下の欄にご入力ください。

--

**D** 他にご意見等ございましたら、下の欄にご入力ください。

--

※ 設問は以上です。ご協力に心から感謝申し上げます。

## 2. 監査事務所を対象としたアンケート調査票

日本公認会計士協会 御中

### 「監査の品質管理」に関するアンケート調査

本質問・回答票の設問全てに対するご回答を回答欄にご記入のうえ、平成28年4月8日(金)までにメールに添付してご回答ください。

#### 1. 現在の品質管理レビュー（以下「レビュー」という。）制度に対する評価

現在のレビュー制度に関する評価についてお伺いします。a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

a 全くそう思う b どちらかと言えばそう思う c どちらかと言えばそう思わない d 全くそう思わない

##### (1) レビュー制度の改善の要否についての評価

〔回答欄〕

1-1	現状のレビュー制度は、十分に機能（監査事務所の品質管理の改善・向上に貢献）しており、改善の必要はない。	
-----	-----------------------------------------------------	--

##### (2) 貴監査事務所が経験されたレビューの評価（レビューの経験がない場合は2.にお進みください）

1-2	レビューを受けた結果、監査の品質管理の問題点及び必要な改善点が明らかになった。	
1-3	レビューを受けた結果、監査の品質管理の問題点及び必要な改善点が明らかになったのみならず、監査の品質管理のシステムの整備・運用が向上した。	
1-4	レビューは形式的なチェックに終始しており、指導性が発揮されていない。	
1-5	レビューによる指導は、監査事務所の期待に込えている。	

※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。）

#### 2. レビュー制度の見直しの必要性

レビュー制度の見直しの必要性についてお伺いします。現在の公認会計士法においては、協会は、会員の法第2条第1項の業務の運営の状況の調査（品質管理レビュー）を行い、その結果を公認会計士・監査審査会に報告し（法第46条の9の2）、公認会計士・監査審査会は必要かつ適当であると認めるときは報告徴収及び立入検査を行うとされています（法第46条の12・第49条の3）。

設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

2-1	公認会計士・監査審査会の検査と協会のレビューという現行の体制の維持が必要である。	
2-2	監査事務所の品質管理の確認は協会のレビューのみで行うべきである。	
2-3	監査事務所の品質管理の確認は公認会計士・監査審査会の検査だけで十分である。	

※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。）

### 3. 見直すべき事項

現状のレビュー制度について見直すべき事項をお伺いします。設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

なお、設問3-1は設問4、設問3-2は設問5、設問3-3は設問6、設問3-4は設問7、設問3-5は設問8、設問3-6は設問9にそれぞれ具体的な設問があります。

a 全くそう思う b どちらかと言えばそう思う c どちらかと言えばそう思わない d 全くそう思わない

3-1	レビューの目的・性質（現状は、指導及び監督の性格をもったレビュー）について見直し、摘発・懲戒を旨とすべきである。
3-2	通常レビュー対象（レビューの対象事務所又は対象監査業務）を拡大すべきである。
3-3	レビュー頻度（現行は、定期的なレビューを原則として3年サイクルで実施）を増加すべきである。
3-4	レビュー手続・方法（現行の手続・方法）を充実すべきである。
3-5	レビュー結果の公表は、現行のように、上場会社監査事務所部に登録の事務所で問題のあるケースのみ一定期間の開示にとどめるべきである。
3-6	レビュー結果による措置の内容を見直すべきである。
3-7	レビューした個別業務の監査が著しく不適切な場合には、レビュー範囲の拡大（通常レビュー対象ではない監査業務も含めて、その範囲を拡大してレビューを実施）をすべきである。


※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。)

### 4. レビューの目的・性質

レビューの目的・性質についてお伺いします。設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

設問3-1で「c」又は「d」を選択された場合にもご回答をお願いいたします。

a 全くそう思う b どちらかと言えばそう思う c どちらかと言えばそう思わない d 全くそう思わない

4-1	レビューの目的は、よりよい品質管理を達成するために不十分な点を改善することにあるから、レビューは指導性を旨とすべきである。
4-2	レビューの導入期においては、指導的又は教育的性格を有するものであったが、その後の制度改正の結果、現在の会則(第122条第3項)では、「指導及び監督の性格を有するものであり、これを摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない」と規定しており、これを今後もレビューの目的とすべきである。
4-3	レビューの目的は、適切かつ十分な監査の品質を確保することであり、協会はこのための自主規制機関である。レビューは、不適切・不十分な品質管理を摘発又は懲戒することを目的とすべきである。


※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。)

## 5. レビュー対象

レビュー対象についてお伺いします。公認会計士法第46条の9の2において、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行うものとする。」とされており、また、International Federation of Accountants (IFAC: 国際会計士連盟)のStatements of Membership Obligations (SMO: 加盟団体の遵守すべき義務に関するステートメント (2012年11月公表)。以下「SMO」という。)において、原則として財務諸表監査を行う監査事務所をレビュー範囲に含めなければならないとされていることから、現状のレビューの対象は、「監査業務に係る契約を締結している全ての監査事務所を対象として実施。ただし、その中核は上場会社を初めとする公認会計士法上の大会社等及び預金等1,000億円以上の信用金庫等の監査を行う監査事務所を対象として、原則として3年に一度(大手監査法人は2年に一度)の頻度で実施」となっています。現行の通常レビュー対象以外にも、例えばファンドなど、利害関係者が多く含まれる監査業務があります。設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

設問3-2で「c」又は「d」を選択された場合にもご回答をお願いいたします。

5-1	レビューが社会からの期待に応えるためには、通常レビューの対象業務をさらに拡大し、公認会計士法第2条第1項で規定する財務書類の監査又は証明の業務(具体的には、法定監査関係書類等提出規則に基づき監査概要書の写し又は監査実施報告書の提出が義務付けられている監査業務)とし、当該監査業務を行う監査事務所全ての通常レビューを必須とすべきである。	
5-2	レビュー対象(監査事務所及び個別業務)を拡大する場合には、一律のレビューを行うのではなく、レビューの実効性、効率性等の観点から、レビューの頻度、方法、手続等について、複数の手法を検討すべきである。	
5-3	社会的に影響の大きい上場会社の監査の品質管理が重要であり、通常レビュー対象の拡大よりも上場会社監査事務所部会にリソースを注力したレビューを行うべきである。	

※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。

## 6. レビュー頻度

レビュー頻度についてお伺いします。現状では、原則として3年に一度(大手監査法人は2年に一度)の頻度でレビュー(以下「通常レビュー」という。)を実施し、改善が必要な事項がある場合にはフォローアップ・レビューを実施し、さらにフォローアップ・レビューにおいて改善が不十分な事項がある場合には再フォローアップ・レビューを実施しています。また、改善が必要な事項の数や改善の状況に応じて、2年連続、又は、フォローアップ・レビューの翌年にレビューを実施するなど、必要に応じてレビューの実施間隔を短縮しています。さらに、会則第139条第3項に基づき、会長からの指示があった場合には、通常レビュー又は特別レビューを実施しています。なお、SMOにおいては、定期的(倫理規則上の大会社等監査事務所については最低3年に1回、それ以外の監査事務所については、最低6年に1回)にレビューを実施するサイクル・アプローチ、リスク(公益性の高いクライアントとの監査契約数、並びに監査事務所に対する過去の懲戒処分及びレビュー結果等)を勘案してレビューを実施するリスク・アプローチ及びこれらのアプローチを複合させた、複合アプローチのいずれかを適用することが義務づけられています。設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

設問3-3で「c」又は「d」を選択された場合にもご回答をお願いいたします。

a 全くそう思う b どちらかと言えばそう思う c どちらかと言えばそう思わない d 全くそう思わない

6-1	例えば、契約後短期間で監査意見を表明した場合、会社等にオピニオン・ショッピングの疑いが強い場合、会社等に大型の不正が疑われる場合等には監査業務審査会が調査しています。これに加えて、協会が速やかに実態把握や指導等を行う必要があると認識した監査事務所に対しては、監査意見表明後、直ちにレビューを行うなど機動レビューが実施されますが、これは望ましい。	
6-2	現状の制度では監査意見の表明後にレビューを実施しているが、オピニオン・ショッピングが疑われる等、必要と認められた場合には、監査意見の表明前であっても何らかのレビューを行うべきである。	
6-3	上場会社その他の利害関係者の多い会社等との監査契約を有する監査事務所と、利害関係者の多くない会社等との監査契約のみを有する監査事務所とはその社会的影響度が異なるから、社会的影響度を考慮して、レビュー頻度・種類を変えるべきである。	

※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。

## 7. レビュー手続・方法

レビュー手続・方法についてお伺いします。現状では、通常レビューは、原則として監査事務所の品質管理を1週間、選定した個別の監査業務の品質管理を1業務につき1週間で実施しています。なお、SMOにおいては、監査事務所を単位又は業務執行社員等の個人を単位として、そのいずれかに対してレビューを実施することが義務づけられています。設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

設問3-4で「c」又は「d」を選択された場合にもご回答をお願いいたします。

a 全くそう思う b どちらかと言えばそう思う c どちらかと言えばそう思わない d 全くそう思わない

7-1	通常レビューについては、個別の監査業務よりも、むしろ監査事務所としての品質管理のシステムの整備と運用に更に重点をおいたレビューを行うようにすべきである。	
7-2	特別レビューを実施する場合、①通常レビューと同内容のレビュー、②監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用のレビュー、③特定の個別監査業務のレビュー、④特定の監査項目に対するレビューなど、社会からの期待に応じて、その時々において必要なレビューを実施すべきである。	
7-3	レビュー方法についても多様化を図り、現行の監査事務所に赴いて行う直接方式のレビューだけでなく、例えば、間接方式によるレビュー（品質管理の状況に関する質問書の回答の提出を受けてその回答書をレビューする）等もレビューの範疇とすべきである。	

※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。）

## 8. レビュー結果の公表のあり方（上場会社監査事務所部会）

上場会社監査事務所部会におけるレビュー結果の公表のあり方についてお伺いします。現状では、レビュー報告書は「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」及び「結論の不表明」の4種類があり、通常、改善勧告書が同時に交付されます。この改善勧告書の指摘事項の改善状況を、翌年度のフォローアップ・レビューで確認します。フォローアップ・レビューで改善の状況が不十分である場合、通常「注意措置」となります。当該不十分事項が、前年度レビューで限定事項に該当するものであった場合には、品質管理の状況等に相当な疑念が生じることになるため、「上場会社監査事務所名簿」及び「準登録事務所名簿」上、「品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示」が行われることとなります。設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

（ご参考）現状の措置の内容と開示の有無

「注意措置」：会長名で「注意」の文書が出されます。

「嚴重注意措置」：会長名で「嚴重注意」の文書が出されます。

「辞退勧告措置」：会長名で監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告が行われます。

嚴重注意措置又は辞退勧告措置が行われた場合、上場会社監査事務所名簿等で次の措置が取られます。

「嚴重注意措置」：「品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示」（協会のウェブサイトにおいて開示）

「辞退勧告措置」：「上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し」（協会のウェブサイトにおいて開示）

問3-5で「c」又は「d」を選択された場合にもご回答をお願いいたします。

8-1	より一層の開示の充実を図るべきであり、4種類のレビューの結論及び3種類の措置のいずれも名簿上開示すべきである。	
8-2	レビューの結論を全て開示するのではなく、注意措置を含めた「措置あり」となった場合に措置及びレビューの結論の概要を名簿上に開示すべきである。	

※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。）

### 9. レビュー結果による措置の内容

レビュー結果による措置等についてお伺いします。現状では、通常レビューによる措置（会則第123条第2項二号）は、「一 注意、二 嚴重注意、三 監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」（品質管理委員会規則第8条の2）であり、かかる措置が行われた場合には、上場会社監査事務所部会における登録上の措置は、「一 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示」、「二 上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し」（会則第131条第2項）です。設問それぞれについて、a～dのうち一つを選択し、回答欄にご記入ください。

設問3-6で「c」又は「d」を選択された場合にもご回答をお願いいたします。

a 全くそう思う b どちらかと言えばそう思う c どちらかと言えばそう思わない d 全くそう思わない

9-1	レビュー結果による通常レビューの結論と措置の関係は、上場会社監査事務所部会名簿利用者が容易に理解可能となっている。	
9-2	レビュー結果による措置は、現在「注意措置」から「辞退勧告措置」までの3種類に整理されたが、さらに実効性のあるものになるようその種類や内容の見直しを図るべきである。	
9-3	通常レビューによる措置を受けた上場会社監査事務所名簿への登録上の措置は、監査事務所の品質管理の状況に応じて、上場会社監査事務所名簿等に嚴重注意・勧告の概要を「開示」又は名簿からの「抹消」を行うものであり、措置として十分である。	

※ 上記回答について補足したいコメントなど、ご意見があれば下記にご記入ください。)

--

**10. 上記以外のご意見等**

上記以外にご意見等ございましたら、下記にその具体的な内容をご記入ください。

**回答者について**

1. 監査事務所の組織形態

2. 上場会社監査事務所部会

3. 法人設立後年数(個人の場合は開業登録の年数、共同事務所の場合は代表者の開業登録の年数)

4. 大会社等(一定規模以上の信金等を含む)との監査契約数

5. 通常レビューを受けた回数

6. レビューの結論(直近5年以内)

※ 調査は以上です。ご協力に心から感謝申し上げます。

※ ご回答はメール添付にて、**平成28年4月8日(金)**までにご返信ください。

以 上